執行機関 XII 執行機関

79. 職員

(1) 職種別職員数 (その1)

			加帆貝									Т				
	区	分	総		数		事		務		系				福	
						*	7L	社	会				ı.	.t.r	/□ →	. 1
区	名				構成比	事	務	教	- 1			構成比	福	祉	保育	士
総		数	55,977	(29, 174)	100.0	27,163	(11,264)	51	(19)	27,215	(11,283)	48.6	1,907	(1,311)	10,484	(10,083)
千	代	田	914	(382)	100.0	540	(200)	-		540	(200)	59.1	15	(7)	96	(93)
中		央	1,305	(683)	100.0	606	(266)	-		606	(266)	46.4	30	(20)	212	(207)
	港		1,890	(922)	100.0	958	(401)	1		959	(401)	50.7	73	(57)	319	(288)
新		宿	2,485	(1,267)	100.0	1,227	(512)	4	(2)	1,231	(514)	49.5	120	(82)	457	(422)
文		京	1,549	(849)	100.0	709	(332)	-		710	(332)	45.8	49	(37)	288	(275)
台		東	1,558	(744)	100.0	1,025	(446)	-		1,025	(446)	65.8	37	(25)	175	(166)
墨		田	1,768	(873)	100.0	961	(378)	_		961	(378)	54.4	47	(25)	370	(356)
江		東	2,483	(1,311)	100.0	1,186	(445)	1		1,187	(445)	47.8	33	(20)	547	(535)
品		JII	2,297	(1,274)	100.0	966	(424)	2		968	(424)	42.1	43	(27)	668	(620)
目		黒	1,832	(1,002)	100.0	841	(372)	3	(2)	844	(374)	46.1	44	(27)	362	(348)
大		田	3,875	(2,047)	100.0	1,815	(747)	2	(1)	1,817	(748)	46.9	153	(98)	751	(713)
世	田	谷	4,768	(2,429)	100.0	2,205	(901)	3		2,208	(901)	46.3	171	(130)	847	(810)
渋		谷	1,776	(868)	100.0	866	(365)	5	(2)	871	(367)	49.0	7	(5)	341	(326)
中		野	1,925	(987)	100.0	987	(422)	-		987	(422)	51.3	88	(64)	296	(283)
杉		並	3,120	(1,753)	100.0	1,392	(639)	4	(2)	1,396	(641)	44.7	134	(82)	617	(602)
豊		島	1,859	(1,032)	100.0	913	(429)	1	(1)	914	(430)	49.2	108	(79)	366	(350)
	北		2,338	(1,297)	100.0	1,130	(477)	4	(2)	1,134	(479)	48.5	67	(38)	508	(496)
荒		JII	1,435	(736)	100.0	776	(317)	-		776	(317)	54.1	51	(43)	237	(225)
板		橋	3,348	(1,740)	100.0	1,680	(688)	3	(1)	1,683	(689)	50.3	56	(40)	645	(618)
練		馬	4,152	(2,278)	100.0	1,760	(698)	-		1,760	(698)	42.4	225	(144)	833	(820)
足		立	3,156	(1,465)	100.0	1,771	(651)	6	(3)	1,777	(654)	56.3	123	(88)	506	(503)
葛		飾	2,747	(1,506)	100.0	1,182	(484)	10	(3)	1,192	(487)	43.4	127	(94)	574	(565)
江	戸	Ш	3,397	(1,729)	100.0	1,667	(670)	2	/	1,669	(670)	49.1	106	(79)	469	(462)
<u> </u>	-										. ,					. /

資料:特別区人事委員会『平成29年4月1日現在 特別区職員の構成』

注:1. 一般職に属する職員である。ただし、「臨時職員」「任期付職員」「休職者、結核休養者、組合専従者、 育児休業中の職員、育児短時間勤務中の職員、大学院就学休業中の職員、自己啓発等休業中の職員、公 務・通勤災害休業中の職員、海外派遣中の職員」「区から給与を支給されていない他団体等(特別区の 一部事務組合を含む。)への派遣職員」「都職員」「警視庁・消防庁からの派遣職員」「指導主事(区費)」 は含まれていない。

(単位:人、%)(平成29年4月1日現在)

	祉	系						_	般	技	術 系					
児童	指導			構成比	土木油	出園	建夠	充	機	械	電力	र्दे			構成比	-
1,796	(1,424)	14,255	(12,866)	25.5	2,312	(279)	1,662	(407)	275	(12)	383	(10)	5,462	(1,058)	9.8	総
18	(17)	131	(118)	14.3	39	(4)	39	(10)	_		10		121	(27)	13.2	千
36	(34)	282	(264)	21.6	61	(10)	55	(17)	9		12		170	(42)	13.0	
37	(31)	432	(378)	22.9	88	(15)	71	(16)	7		7		223	(49)	11.8	
23	(18)	601	(522)	24.2	97	(14)	93	(32)	15	(1)	15	(2)	272	(71)	10.9	新
76	(53)	420	(371)	27.1	55	(8)	50	(14)	7		9	(1)	149	(33)	9.6	
-		214	(193)	13.7	50	(8)	45	(10)	2		12	(1)	146	(35)	9.4	
-		417	(381)	23.6	70	(5)	57	(13)	3		10		163	(27)	9.2	墨
99	(80)	679	(635)	27.3	81	(5)	66	(17)	10	(1)	20		213	(40)	8.6	
82	(48)	796	(698)	34.7	85	(9)	56	(8)	11		17		197	(27)	8.6	品
121	(80)	528	(455)	28.8	66	(8)	50	(12)	9		10		160	(28)	8.7	目
161	(152)	1,067	(963)	27.5	148	(15)	93	(21)	18		23		342	(62)	8.8	大
214	(136)	1,237	(1,080)	25.9	256	(37)	164	(57)	22		33	(2)	521	(121)	10.9	世
3	(2)	351	(333)	19.8	53	(7)	52	(16)	12	(1)	11		157	(38)	8.8	渋
60	(50)	448	(400)	23.3	81	(6)	69	(13)	11	(2)	10	(1)	187	(31)	9.7	中
198	(150)	951	(835)	30.5	116	(8)	79	(25)	10	(1)	17	(1)	247	(46)	7.9	杉
31	(24)	506	(454)	27.2	76	(6)	52	(8)	10		12		182	(27)	9.8	豊
131	(110)	707	(644)	30.2	67	(10)	67	(11)	15	(1)	15		208	(43)	8.9	北
15	(14)	308	(285)	21.5	56	(5)	47	(13)	9		12		148	(27)	10.3	荒
92	(76)	795	(736)	23.7	139	(18)	105	(16)	14	(1)	28		335	(56)	10.0	板
201	(162)	1,262	(1,128)	30.4	172	(25)	94	(24)	18	(1)	22		346	(68)	8.3	練
22	(18)	659	(614)	20.9	186	(23)	124	(25)	25	(1)	33	(1)	415	(72)	13.1	足
88	(82)	790	(741)	28.8	109	(11)	59	(11)	10	(1)	13		219	(35)	8.0	葛
88	(87)	674	(638)	19.8	161	(22)	75	(18)	28	(1)	32	(1)	341	(53)	10.0	江

^{2. ()}内は、女性の職員数で内数である。

^{3.} 職種の内訳は、主な職種について掲載した。

(1) 職種別職員数 (その2)

(単位:人、%)(平成29年4月1日現在)

	区	分		医	療	技	術	系		技能	系・業務	务系
			匠	師	保領	計 一件						
区	名		医	μΙμ	1木 14	ま 師			構成比			構成比
総		数	80	(53)	1,187	(1,146)	2,375	(2,236)	4.2	6,670	(1,731)	11.9
千	代	田	2	(2)	16	(15)	34	(32)	3.7	88	(5)	9.6
中		央	3	(2)	22	(21)	57	(53)	4.4	190	(58)	14.6
	港		3	(3)	28	(26)	60	(57)	3.2	216	(37)	11.4
新		宿	4	(3)	59	(52)	107	(96)	4.3	274	(64)	11.0
文		京	3		31	(30)	81	(74)	5.2	189	(39)	12.2
台		東	3	(3)	35	(35)	65	(64)	4.2	108	(6)	6.9
墨		田	3	(1)	36	(33)	68	(61)	3.8	159	(26)	9.0
江		東	5	(3)	60	(56)	97	(88)	3.9	307	(103)	12.4
品		Ш	3	(3)	35	(34)	93	(90)	4.0	243	(35)	10.6
目		黒	3		36	(35)	98	(92)	5.3	202	(53)	11.0
大		田	6	(5)	75	(74)	154	(148)	4.0	495	(126)	12.8
世	田	谷	4	(4)	103	(101)	183	(178)	3.8	619	(149)	13.0
渋		谷	3	(2)	31	(29)	67	(60)	3.8	330	(70)	18.6
中		野	3	(2)	47	(46)	84	(78)	4.4	219	(56)	11.4
杉		並	4	(1)	70	(69)	141	(131)	4.5	385	(100)	12.3
豊		島	3	(2)	40	(39)	85	(82)	4.6	172	(39)	9.3
	北		2	(2)	51	(50)	91	(90)	3.9	198	(41)	8.5
荒		Ш	3	(2)	35	(35)	79	(69)	5.5	124	(38)	8.6
板		橋	5	(4)	80	(79)	160	(152)	4.8	375	(107)	11.2
練		馬	4	(3)	88	(86)	192	(183)	4.6	592	(201)	14.3
足		立	4	(2)	76	(72)	129	(119)	4.1	176	(6)	5.6
葛		飾	4	(3)	48	(47)	105	(102)	3.8	441	(141)	16.1
江	戸	Ш	3	(1)	85	(82)	145	(137)	4.3	568	(231)	16.7

資料:特別区人事委員会『平成29年4月1日現在 特別区職員の構成』

- 注:1. 一般職に属する職員である。ただし、「臨時職員」「任期付職員」「休職者、結核休養者、組合専従者、育児休業中の職員、育児短時間勤務中の職員、大学院就学休業中の職員、自己啓発等休業中の職員、公務・通勤災害休業中の職員、海外派遣中の職員」「区から給与を支給されていない他団体等(特別区の一部事務組合を含む。)への派遣職員」「都職員」「警視庁・消防庁からの派遣職員」「指導主事(区費)」は含まれていない。
 - 2. () 内は、女性の職員数で内数である。
 - 3. 職種の内訳は、主な職種について掲載した。

(2) 職層別職員数(その1)

(単位:人、%)(平成29年4月1日現在)

	X	分					事務系・	福祉名	系・一角		医療・	技術系		
			総	数				管		 里	職			
					計		統括音	彩長	部	長	統括語	課長	課長	級
区	名			構成比	ħ	構成比	7	構成比		構成比		構成比		構成比
総		数	55,977	100.0	2,036	3.6	3	0.0	469	0.8	358	0.6	1,206	2.2
千	代	田	914	100.0	65	7.1	_		20	2.2	11	1.2	34	3.7
中		央	1,305	100.0	60	4.6	_		14	1.1	6	0.5	40	3.1
	港		1,890	100.0	86	4.6	-		14	0.7	15	0.8	57	3.0
新		宿	2,485	100.0	98	3.9	_		21	0.8	15	0.6	62	2.5
文		京	1,549	100.0	74	4.8	_		17	1.1	12	0.8	45	2.9
台		東	1,558	100.0	69	4.4	-		13	0.8	14	0.9	42	2.7
墨		田	1,768	100.0	73	4.1	_		23	1.3	17	1.0	33	1.9
江		東	2,483	100.0	86	3.5	_		15	0.6	20	0.8	51	2.1
밂		Ш	2,297	100.0	71	3.1	_		18	0.8	9	0.4	44	1.9
目		黒	1,832	100.0	70	3.8	_		19	1.0	10	0.5	41	2.2
大		田	3,875	100.0	143	3.7	_		25	0.6	16	0.4	102	2.6
世	田	谷	4,768	100.0	169	3.5	_		43	0.9	37	0.8	89	1.9
渋		谷	1,776	100.0	73	4.1	_		18	1.0	10	0.6	45	2.5
中		野	1,925	100.0	71	3.7	_		11	0.6	15	0.8	45	2.3
杉		並	3,120	100.0	107	3.4	_		32	1.0	20	0.6	55	1.8
豊		島	1,859	100.0	83	4.5	_		22	1.2	15	0.8	46	2.5
	北		2,338	100.0	74	3.2	_		13	0.6	16	0.7	45	1.9
荒		Ш	1,435	100.0	73	5.1	_		21	1.5	16	1.1	36	2.5
板		橋	3,348	100.0	87	2.6	_		17	0.5	16	0.5	54	1.6
練		馬	4,152	100.0	101	2.4	3	0.1	27	0.7	15	0.4	56	1.3
足		<u> </u>	3,156	100.0	137	4.3	-		29	0.9	21	0.7	87	2.8
葛		飾	2,747	100.0	92	3.3	_		24	0.9	21	0.8	47	1.7
江	戸	Ш	3,397	100.0	74	2.2	_		13	0.4	11	0.3	50	1.5
					29年4月		- 柱口115	区職員ℓ						

資料:特別区人事委員会『平成29年4月1日現在 特別区職員の構成』

注:一般職に属する職員である。ただし、「臨時職員」「任期付職員」「休職者、結核休養者、組合専従者、育児休業中の職員、育児短時間勤務中の職員、大学院修学休業中の職員、自己啓発等休業中の職員、公務・通勤災害休業中の職員、海外派遣中の職員」「区から給与を支給されていない他団体等(特別区の一部事務組合を含む。)への派遣職員」「都職員」「警視庁・消防庁からの派遣職員」「指導主事(区費)」は含まれていない。

(2) 職層別職員数 (その2)

	X	分]	事 務	系 ·	福	祉 ;	系 •	一 船	5 技	術 系		医療	
	\	/3		1. 101	/IV		<u></u> 主	11	/12.	事	uii VIV			12
			計		総括係		上 係	長	主	 査	主任	主事	2 級	職
区	名		_	構成比		構成比	VIS	構成比		構成比		構成比		構成比
総	Н	数	47,271	84.4	2,552	4.6	5,542		2,569		21,232		11,768	21.0
千	代	田	761	83.3	55	6.0	109	11.9	16	1.8	265	29.0	252	27.6
中		央	1,055	80.8	37	2.8	140	10.7	48	3.7	405	31.0	312	23.9
	港		1,588	84.0	74	3.9	240	12.7	47	2.5	621	32.9	459	24.3
新		宿	2,113	85.0	71	2.9	249	10.0	88	3.5	948	38.1	606	24.4
文		京	1,286	83.0	53	3.4	174	11.2	74	4.8	488	31.5	359	23.2
台		東	1,381	88.6	78	5.0	181	11.6	77	4.9	516	33.1	408	26.2
墨		田	1,536	86.9	66	3.7	173	9.8	71	4.0	767	43.4	380	21.5
江		東	2,090	84.2	87	3.5	251	10.1	84	3.4	916	36.9	596	24.0
品		JII	1,983	86.3	124	5.4	177	7.7	152	6.6	676	29.4	625	27.2
目		黒	1,560	85.2	73	4.0	214	11.7	93	5.1	705	38.5	344	18.8
大		田	3,237	83.5	184	4.7	423	10.9	196	5.1	1,597	41.2	662	17.1
世	田	谷	3,980	83.5	253	5.3	471	9.9	254	5.3	1,709	35.8	974	20.4
渋		谷	1,373	77.3	76	4.3	167	9.4	87	4.9	550	31.0	351	19.8
中		野	1,635	84.9	119	6.2	141	7.3	192	10.0	746	38.8	297	15.4
杉		並	2,628	84.2	181	5.8	279	8.9	205	6.6	1,210	38.8	551	17.7
豊		島	1,604	86.3	70	3.8	232	12.5	91	4.9	735	39.5	385	20.7
卒	北	祌	2,066	88.4	105	3.6 4.5	185	7.9	113	4.9	941	40.2	363 496	20.7
荒	시 나	JII	1,238	86.3	55	3.8	196	13.7	-	-	524	36.5	367	25.6
板		橋	2,886	86.2	166	5.0	229	6.8	178	5.3		38.6	779	23.3
練		馬	3,459	83.3	156	3.8	498	12.0	109	2.6	1,823	43.9	696	16.8
足		立	2,843	90.1	222	7.0	395	12.5	66	2.1	1,372	43.5	673	21.3
葛		飾	2,214	80.6	108	3.9	222	8.1	88	3.2	1,017	37.0	609	22.2
江	戸	Ш	2,755	81.1	139	4.1	196	5.8	240	7.1	1,409	41.5	587	17.3

資料:特別区人事委員会『平成29年4月1日現在 特別区職員の構成』

(単位:人、%)(平成29年4月1日現在)

術	系			技	能	系	· 業	務	系			
					主			事]
1 約	及職	計	<u> </u>	統括技	技能長	技育	能 長	技能	主任	1 糸	及職]
	構成比		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比	
3,608	6.4	6,670	11.9	70	0.1	637	1.1	4,455	8.0	1,508	2.7	総
64	7.0	88	9.6	1	0.1	10	1.1	40	4.4	37	4.0	千
113	8.7	190	14.6	1	0.1	18	1.4	119	9.1	52		中
147	7.8	216	11.4	1	0.1	19	1.0	142	7.5	54	2.9	港
151	6.1	274	11.0	3	0.1		1.3	151	6.1	87		新
138	8.9	189	12.2	1	0.1		1.2	114	7.4	55		文
121	7.8	108	6.9	1	0.1	20	1.3	47	3.0	40	2.6	台
=0		150	0.0		0.1		0.0	110	2.4	20		
79	4.5	159	9.0	2	0.1		0.8	113	6.4	29		墨
156	6.3	307	12.4	1	0.0		1.1	215	8.7	63		江
229	10.0	243	10.6	2	0.1	24	1.0	157	6.8	60	2.6	品
101	7.0	202	11 0	1	0.1	20	1.5	1./1	7 7	20	1 7	目
131	7.2	202	11.0	1	0.1		1.5	141	7.7	32	1.7	大
175 319	4.5 6.7	495 619	12.8 13.0	4 3	0.1		1.2	352 475	9.1 10.0	93 86		世
319	0.7	019	13.0	3	0.1	55	1.2	475	10.0	00	1.0	
142	8.0	330	18.6	1	0.1	22	1.2	240	13.5	67	3.8	渋
140	7.3	219	11.4	1	0.1		0.7	147	7.6	57		中
202	6.5	385	12.3	3	0.1		1.2	300	9.6	45		
202	0.0	000	12.0	Ü	0.1	0.	1.2	000	0.0	10	1.1	
91	4.9	172	9.3	1	0.1	18	1.0	116	6.2	37	2.0	豊
226	9.7	198	8.5	2	0.1		0.8	124	5.3	53		北
96	6.7	124	8.6	3	0.2		0.9	59	4.1	49		荒
242	7.2	375	11.2	3	0.1	31	0.9	246	7.3	95	2.8	板
177	4.3	592	14.3	15	0.4	50	1.2	434	10.5	93	2.2	練
115	3.6	176	5.6	3	0.1	26	0.8	111	3.5	36		足
170	6.2	441	16.1	12	0.4	45	1.6	247	9.0	137	5.0	葛
184	5.4	568	16.7	5	0.1	47	1.4	365	10.7	151	4.4	江

注:一般職に属する職員である。ただし、「臨時職員」「任期付職員」「休職者、結核休養者、組合専従者、育児休業中の職員、育児短時間勤務中の職員、大学院修学休業中の職員、自己啓発等休業中の職員、公務・通勤災害休業中の職員、海外派遣中の職員」「区から給与を支給されていない他団体等(特別区の一部事務組合を含む。)への派遣職員」「都職員」「警視庁・消防庁からの派遣職員」「指導主事(区費)」は含まれていない。

(3) 職員数(条例定数)の推移

(各年4月1日現在)

$\overline{}$	<u> </u>	*-4		1		1			
	区	分	平	平成	平	平成	平	成 29	年
			平 成 25 年	成 26	平 成 27 年	成 28	华/.	1.1.4.2 P. II.	職員1人
区	名		年	26 年	年	28 年	数	対前年比	当たりの人口
総	^П	数	65,983	65,705	64,225	64,012	64,367	355	145.1
千	代	田	1,020	1,080	1,080	1,080	1,080	0	55.8
中		央	1,808	1,808	1,808	1,808	1,808	0	84.2
	港		2,570	2,570	2,160	2,160	2,160	0	116.2
新		宿	2,752	2,731	2,693	2,733	2,727	△6	124.4
文		京	1,812	1,812	1,792	1,807	1,815	8	118.3
台		東	2,266	2,266	2,266	2,266	2,266	0	85.9
墨		田	1,915	1,895	1,880	1,865	1,865	0	142.8
江		東	2,970	2,970	2,970	2,970	2,970	0	171.2
品		Ш	2,486	2,480	2,475	2,475	2,475	0	155.6
目		黒	2,363	2,363	2,363	2,363	2,363	0	116.5
大		田	4,304	4,227	4,181	4,135	4,135	0	174.2
世	田	谷	5,785	5,785	4,925	4,925	4,925	0	181.9
渋		谷	2,510	2,510	2,510	2,510	2,510	0	89.0
中		野	2,075	2,000	2,000	2,000	2,000	0	163.4
杉		並	3,649	3,649	3,649	3,649	3,649	0	154.0
豊		島	2,053	2,053	2,053	2,053	2,053	0	138.8
	北		2,592	2,592	2,592	2,437	2,527	90	137.0
荒		Ш	1,542	1,542	1,542	1,542	1,562	20	136.5
板		橋	3,556	3,499	3,482	3,484	3,476	△8	160.8
練		馬	4,545	4,519	4,481	4,481	4,758	277	152.5
足		立	3,420	3,364	3,333	3,279	3,253	△26	209.9
葛		飾	3,120	3,120	3,120	3,120	3,120	0	146.8
江	戸	Ш	4,870	4,870	4,870	4,870	4,870	0	142.3

資料:特別区人事・厚生事務組合人事企画部資料による。

注:1. 各区の定数条例による数値である。

2. 「職員1人当たりの人口」の算出基礎となる人口は、平成29年4月1日現在の住民基本台帳人口を用いた。

80. 行政機関及び附属機関

(1) 行政委員会及び委員数

(平成29年4月1日現在)

	X	分			監		 査	Ę K	 員	
	<u> </u>	/3		记光处理	.m.					-
			教育委員会	選挙管理 委 員 会	크	う	ち議	員		
 	ka \			女 只 厶	計	選	出	数	有する者選出数	
X	名	*L	444	00	0.5	咫				
総		数	111	92	85			36	49	101
_	10									
千	代	田	4	4	3			1		
中		央	4	4	3			1		
	港		5	4	3			1	4	_
新		宿	5	4	4			1	Ġ	-
文		京	5	4	3			1	2	-
台		東	5	4	3			1	2	2 –
墨		田	4	4	4			1	Ġ	-
江		東	5	4	4			2	4	2 –
品品		Ш	5	4	4			2	2	2 –
目		黒	5	4	4			2	6	2 –
大		田	6	4	4			2	6	2 –
世	田	谷	4	4	4			2		20
ľ										
渋		谷	6	4	3			1	6	2 –
中		野	5	4	4			2		
杉		並	4	4	4			2		
			•	•	•			_	-	
豊		皀	5	4	4			1		-
7	北	111	6	4	4			2		
荒	시 나	JII	4	4	3			1		
/IL		/11	4	4	3			Ţ	2	_
15		枟	A	A	4			0	c) 10
板塘		橋田	4	4	4			2		
練		馬	5	4	4			2		2 17
足		立	5	4	4			2	4	2 11
٠		.								
葛		飾	6	4	4			2		
江 資料	戸	Ш	<u>4</u> による。	4	4			2	2	2 16

資料:各区資料による。

(2) 附属機関及び委員数 (その1)

				で貝奴(てい					1					
	区	分		国民保護	民生委員	公害健康	保	健 所	感	染	症	国	民健康	介護認定
			防災会議			被害認定	運	営	診		查	保	険運営	
区	名			協議会	推せん会	審査会	協	議会	協	議	会	協	議会	審査会
総		数	1,209	1,106	305	203		273		2	218		501	2,798
千	代	田	44	49	13	10		20			9		20	32
中		央	59	59	14	9		25			7		27	60
	港		69	52	13	9		19			5		25	60
新		宿	47	39	14	10		_			9		29	118
文		京	49	52	14	13		27			12		24	50
台		東	48	48	14	10		21			7		29	66
墨		田	50	50	11	9		30			10		20	126
江		東	52	50	14	11		30			6		26	135
品		Ш	61	61	14	12		_			8		23	60
目,		黒	31	30	7	12		26			6		19	63
大		田	55 	54	12	9		_			16		24	274
世	田	谷	59	56	16	_		_			10		22	244
-tic		<i>☆</i>	40	40	1.4	10		0.0			11		10	70
渋中		谷野	43	43	14	12		26			11		19	79
中 杉		並	44 33	40	14 9	_		_			12 7		19	125
19		AK.	აა	38	9	_		_			1		20	155
豊		島	69	_	14	12		_			12		20	112
-5-5-	北	ŀτĤ	52	55	14	9		_			11		18	89
荒	-10	Ш	60	49	14	12		_			10		20	60
714		/11		13	11	12							20	00
板		橋	54	54	14	11		25			13		14	130
練		馬	47	47	14	_		_			8		23	256
足		<u> </u>	62	62	14	14		24			7		21	174
葛		飾	53	51	14	11		_			12		19	186
江	戸	Ш	68	67	14	8		_			10		20	144
次业	・タト	7次业	による。											

資料:各区資料による。

注:1. 地方自治法第138条の4第3項及び第202条の3の規定に基づき設置されたものである。

2. 委員数は現員数である。

3.「建築審査会」の委員には、専門調査員は含まない。

(平成29年4月1日現在)

7++		.k	t.	<i>F</i>	rit-	I7:1	TELL	ner /= te vt.	1. 1- 2- 25	7. 去 + -	*r		1	
建	3	2 青	少	年	特	別	職	興 行 場 法・ 旅館業法及び	大気汚染		都市計画	財産価格	子ども・	
		間		題	報	酬	等	公衆浴場法	障害者	被害補償診療報酬		審議・評価	子育て	
審	查台	会協	議	会	審	議	会	運営協議会	認定委員会	等審査会	審議会	審査会	会 議	
	11	7		804			196	55	138	116	464	157	349	総
		5		40			-	_	6	5	19	_	26	千
		5		56			10	_	6	6	19	_	19	中
		5		31			10	_	5	7	19	8	18	港
		5		-			10	_	9	7	20	_	14	新
		5		43			10	_	5	6	16	10	17	
		6		38			9	21	6	6	18	9	_	台
		5		38			10	10	5	4	21	_	29	
		5		48			10	_	5	7	23	_	-	江
		5		52			14	_	10	7	17	6	20	品
		_		00			10		-	4	00	0		
		5		29			10	_	5	4	22			目上
		5		30			10	_	8	6	18			
		5		30			9	_	5	_	22	7	18	世
		5		37			10	14	6	7	19	_	12	渋
		5		_			10	_	5	_	23	3		中
		5		20			10	_	6	_	21	10	17	
		5		26			8	_	7	5	21	12	12	豊
		6		53			9	_	6	6	18	8		北
		5		38			8	10	5	6	20	8	19	荒
		5		29			9	_	7	7	23	16	16	板
		5		36			10		6	_	25	12	15	練
		5		58			-		5	7	19	15	24	足
		5		43			10	_	5	7	14	8	25	
		5		29			_	_	5	6	27	13	_	江

^{4.} 会の名称は、区により異なることがある。

(平成29年4月1日現在)

	X	分	7 O) 他	
区	名		会数	委員数	そ の 他 の 附
総	11	数	470	5,139	
千	代	田	11	86	建築紛争調停委員会 (2) 景観まちづくり審議会 (16) 一般廃棄物減量等推進審議会 (8) 個人情報保護審議会 (9)
中		央	8	66	情報公開・個人情報保護審議会 (17) 情報公開・個人情報保護審査会 (4) スポーツ推進審議会 (13) 行政不服審査会 (4)
	港		15	179	中小企業振興審議会 (18) 障害支援区分審査会 (10) 景観審議会 (10) 地区まちづくりルール認定審査会 (6) 建築紛争調停委員会 社会教育委員の会議 (9) 文化財保護審議会 (8) いじめ問題対策連絡協議会 (28) いじめ問題対策会議 (27)
新		宿	23	337	外部評価委員会(15) 情報公開・個人情報保護審査会(5) 情報公開・個人情報保護審議会(15) 行政不服審査会(6) 文化財保護審議会(10) 障害者施策推進協議会(28) 介護給付費等認定審査会(12) 次世代育成協議会(44) 男女共同参画推進会議
文		京	8	75	情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会(9) 情報公開及び個人情報保護審査会(5) 行政不服審査会(3)
台		東	12	112	奨学資金貸付選考委員会 (6) 障害支援区分審査会 (15) 廃棄物減量等推進審議会 (12) 景観審議会 (10) 建築紛争調停委員会 (5) 社会教育委員 (9) 文化財保護審議会 (8)
墨		田	51	580	名誉区民選定委員会 (-) 行政不服審査会 (5) 情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会 (11) 男女共同参画推進委員会 (15) 廃棄物減量等推進審議会 (19) 障害者審査会 (10) まちづくり検討委員会 (5) 景観審議会 (9) 建築紛争調停委員会 (4) 旧西吾嬬小学校及び旧电舟中学校跡地大学誘致選定審査会 (-) 特定建築等設計業者審査委員会 (5) 入札等外部審査委員会 (3) 社会福祉法人設立認可審査委員会 (7) 障害者施策推進協議会 (21) 地域自立支援協議会 (20) 介護保険事業運営協議会 (25) 次世代育成支援行動計画推進協議会 (29) 保育園給食調理業務委託事業者選定委員会 (9) 要保護児童対策地域協議会 (31) 学校給食協議会 (16) 就学相談委員会 (47) 区立幼稚園就園指導委員会 (14) すみだ学力向上推進会議 (12) すみだ創生塾運営委員
江		東	11	107	情報公開審議会(4) 個人情報保護審議会(4) 行政不服審査会(3) 男女共同参画審議会(15) 生活安全対策協議会(20)
口口		Л	17	179	情報公開等審議会 (3) いじめ問題調査委員会 (-) 生活安全協議会 (29) 社会教育委員 (-) 奨学金運営委員会 (10) 空き家等適正管理審議会 (11) 消防団運営委員会 (17) 債権管理審議会 (4) 文化財保護審議会 (10) いじめ対策委員会 (5)
目		黒	22	187	長期計画審議会 (-) 施設建築紛争調整委員会 (-) 情報公開・個人情報保護審議会 (20) 情報公開・個人情報保護審査会 (3) 地域福祉審議会 (24) 保健福祉サービス苦情調整委員 (3) 障害支援区分判定審査会 (15) 子ども施策推進会議 (24)
大		田	15	138	消費者被害救済委員会 (10) 環境審議会 (17) スポーツ推進審議会 (9) 建築紛争調停委員会 (4) まちづくり認定審査会 (10) 情報公開・個人情報保護審議会 (8) 情報公開・個人情報保護審査会 (3) 福祉オンブズマン (4) 奨学金貸付審議会 (12)
世	田	谷	26	285	中小商工業振興対策委員会(-) 農業振興対策委員会(-) 地域保障福祉審議会(23) 保障福祉サービス苦情審査会(5)

資料:各区資料による。

注:1. 地方自治法第138条の4第3項及び第202条の3の規定に基づき設置されたものである。

2. 委員数は現員数である。

属	機	関	0)	名	称	(順	不同)		
									糸
青報公開・個人情報係	R護審査会(4) 行政不服	審査会(4) 公契約審議会	そ(6) いじめ問題な	対策委員会(5) いじめ	問題調査委員会	(5) 住居表	示審議会(20)文化財保護	審議会 (7)	1
章害者介護給付費等の)支給に関する審査会 (10)	文化財保護審議会(8)	いじめ問題対策委	員会 (5) いじめ問題再	調査委員会(5	5)			中
景境審議会(14) 行	政不服審查会(3) 男女平	子等参画推進会議(15) 個	利人情報保護運営審 認	養会(10) 情報公開運営	審議会 (13)	情報公開・個)	人情報保護審査会(5)		湛
			. ,				振興会議(11) 産業振興 〈り審議会(16) 社会教育		業
宣害者介護給付費等 <i>0</i>)支給に関する審査会 (10)	景観づくり審議会 (20)	建築紛争調停委員	員会(3) リサイクル清	帚審議会 (18)	文化財保護審	議会 (7)		7
青報公開及び個人情報	最保護制度運営審議会(7)	情報公開及び個人情報係	R護審査会(5) 行政	致不服審査会(3) 花と	みどりの審議会	: (16) [Itl#7	たきプラン21」推進会議((16)	Í
学童災害共済審査会 すみだ女性センター選 介護保険地域密着型サ	(8) 文化財保護審議会 (営委員会 (13) 産業振興 ービス運営委員会 (11) (14) がん対策推進会議	7) 教育委員会いじめ問題 4会議(10) 優秀技能者ま 地域包括支援センター運	[専門委員会 (7) 才 彰選考委員会 (15) 営協議会 (16) 老)	皆定管理者選定委員会(! 区内循環バス運行検記 人ホーム入所判定委員会	(8) 特別養護	価委員会(-) 福祉計画推進 港人ホーム入戸	· 放議会 (21)		E 拉
文化財保護審議会(6)	介護給付費等の支給に	関する審査会(10) 環境	審議会(14) 都市賃	景観審議会(15) 建築級	争調停委員会	(4) 奨学資金	貸付審査会 (12)		Ž.
个護保険制度推進委員 行政不服審査会(3)	1会(19) 障害者介護給付	· 費等支給審査会(12) 景	観審議会 (9) 交近	通安全対策会議(26) 廃	棄物減量等推	進審議会 (17)	建築紛争調停委員会(4)		1
							男女平等·共同参画審議 社会教育委員(-)文化		F
景観審議会(14) 空	き家の適正管理に係る判定	三委員会(-) 区営住宅高額	頂所得者審査会(5)	空家等対策審議会(12	自転車等駐	車対策協議会	(24) 文化財保護審議会	(6)	7
	1) 子どもの人権擁護委員	査会(64) 環境審議会(4(3) がん対策推進委員					品等収集委員会(4) ニバーサルデザイン環境整	備審議会(17)	1

- 3. 附属機関の「区名」の名称は省略した。
- 4. 機関により任期満了等に伴い委員が不在の時は、機関名のみを記載した。

世田谷文学館文学資料等収集委員会 (5) 情報公開・個人情報保護審議会 (14) 行政不服審査会 (5) 社会教育委員の会議 (10) 建築紛争調停委員会 (4) 住宅委員会 (13) 区営住宅高額所得者審議会 (3) 自転車等駐車対策協議会 (20) 消防団運営委員会 (6)

(平成29年4月1日現在)

(2)	附属	機関	及ひ	"委員	数	(その3)	渋谷区~江戸川区
	77			/st.			

	X	分	その	佃	
	\	//			
区	名		会数	委員数	その他の附
渋	- 白	谷	21	226	労働報酬審議会 (7) まちづくり審議会 (6) 住環境整備審議会 (3) 建築紛争測停委員会 (4) ダイオキシン問題等審議会 (6) 景観審査会 (4) 介護保険運営協議会 (21) 清掃・リサイケル審議会 (24) 個人情報の保護及び情報公開審議会 (12) 個人情報の保護及び情報公開審査会 (5)
中		野	22	155	男女平等専門委員会 (3) ユニバーサルデザイン推進審議会 (-) 行政不服審査会 (3) 情報公開・個人情報保護審査会 (5) 個人情報保護審議会 (14) 健康福祉審議会 (31) 福祉サービス苦情調整委員 (2) 民間福祉サービス紛争調停委員 (3) 文化財保護審議会 (7) 区民公益活動推進協議会 (10)
杉		並	26	309	情報公開・個人情報保護審議会 (21) 情報公開・個人情報保護審査会 (3) 名誉区民審議会 (-) 公益観察員 (2) NPO等活動推進協議会 (10) まちづくり景観審議会 (15) 自転車等駐車対策協議会 (24) 環境清掃審議会 (21) 生活安全協議会 (18) 文化財保護審議会 (9) 健康づくり推進協議会 (20) 空家等対策協議会 (14) 株あい道路の拡幅に関する協議会 (7) 行政不服審査会 (3)
豊		島	40	362	基本構想審議会 (-) 自治推進委員会 (-) 政策評価委員会 (8) 公の施設指定管理者審查委員会 (8) 行政情報公開・個人情報保護審議会 (14) 区民活動支援事業補助金審查委員会 (5) 商工政策審議会 (18) 中規模小売店舗立地調整審議会 (-) 国際アート・カルチャー都市懇話会 (30) 保健福祉審議会 (28) 地域包括支援センター運営協議会 (8) 障害認定審査会 (10) 福祉有償運送運営協議会 (11) 健康プラン推進会議 (-) 住宅対策審議会 (38) リノベーションまちづくり検討委員会 (-) 建築紛争調停委員会 (5) 自転車等駐車対策協議会 (26)
	北		22	327	政治倫理審査会 (5) 議会政治倫理審査会 (13) いじめ問題調査委員会 (9) 情報公開・個人情報保護制度運営審議会 (17) 行政不服審査会 (5) 障害者介護給付費等審査会 (20) 自立支援協議会 (30) 介護保険運営協議会 (27) 男女共同参画審議会 (20) 飛鳥山博物館運営協議会 (10)
荒		Л	14	159	景観審議会 (17) 住宅対策審議会 (13) 建築紛争調停委員会 (6) 自転車等駐車対策協議会 (25) 障害者介護給付費等の支給に関する審査会 (15) 文化財保護審議会 (8) 特定空家等対策審査会 (14)
板		橋	20	190	長期基本計画審議会 (-) 情報公開及び個人情報保護審議会 (15) 情報公開及び個人情報保護審査会 (5) 公文書館運営委員会 (-) 建築紛争調整委員会 (6) ユニバーサルデザイン推進協議会 (18) 障がい者介護給付費等審査会 (25) 文化財保護審議会 (9)
練		馬	16	301	建築紛争調停委員会 (5) 情報公開および個人情報保護審査会 (5) 情報公開および個人情報保護運営審議会 (23) 行政不服審査会 (3) 環境審議会 (18) 緑化委員会 (22) 循環型社会推進会議 (16) 自転車駐車対策協議会 (20) 安全・安心協議会 (49)
足		立	37	422	区民評価委員会 (17) 公共サービス改革委員会 (-) 情報公開・個人情報保護等審査会 (5) 情報公開・個人情報保護審議会 (16) 労働報酬審議会 (6) 協働パートナー基金審査会 (7) ギャラクシティ運営評価委員会 (10) 文化財保護審議会 (8) 経済活性化会議 (17) 地域保健福祉推進協議会 (47) 生活保護適正実施協議会 (13) 環境審議会 (15) 環境基金審査会 (9) リサイクルセンター指定管理者選定審査会 (6) 化野六木土地区画整理審議会 (7) 紛争調停委員会 (4) 老朽家屋等審議会 (9) 住宅政策審議会 (16) いじめ問題対策委員会 (5)
葛		飾	19	229	個人情報保護委員会 (13) 情報公開運営委員会 (14) 男女平等推進審議会 (17) 男女平等苦情調整委員会 (3) 消費者被害救済委員会 (7) 建築紛争調停委員会 (5) 空家等対策協議会 (14) 東京都市計画事業南水元土地区画整理審議会 (9) 学校保健委員会 (17) 社会教育委員 (8)
江	戸	Л	14	128	景観審議会 (7) 建築粉争調停委員会 (3) 廃棄物減量等推進審議会 (15) 篠崎駅西部土地区画整理審議会 (9) 奨学生選考委員会 (13) 情報公開及び個人情報保護審査会 (5) 行政不服審査会 (3) 公共調達審査会 (5) 公共調達監視委員会 (3)

資料:各区資料による。

注:1. 地方自治法第138条の4第3項及び第202条の3の規定に基づき設置されたものである。

2. 委員数は現員数である。

							一十八八	29平4月1	口况仁,
属	機	関	Ø	名	称	: (順)	不 同)		
		市渋谷の日事業推進協議会 会議(12) 文化財保護審議							渋
		振興審議会(13) 建築紛争 する審査会(21) 環境審請							中
		議会(4) 保健福祉サービ 図書館協議会(13) 文化)建築紛争調停委員会	(4) 杉
観光振興プラン策定委員 子どもの権利擁護委員	(全) 生涯学習推進協議 (2) 民間保育所事業者選	競争入札推進委員会 (12) 議会 (9) スポーツ推進計 定審査会 (.) 都市計画マ に関する事務の点検・評価	画策定委員会 (-) 図書 スタープラン策定検討	書館経営協議会(11) 環境 委員会(-) 景観審議会(審議会 (-) 1) 22) 池袋駅周記] サイクル・清掃 辺地域再生委員会	審議会 (-)	員会 (10)	豊豆
	,	8)中小企業従業員退職金 議会(19) 建築紛争調停委		,			. ,	222)	北
基本構想審議会(-) 個	人情報保護運営審議会(1	0) 行政不服審査会(5)	環境審議会(16) 生	活環境審査会(5) 清掃審	議会 (15) 社	会教育委員の会認	義(10)		荒
		正配置審議会() 男女平 : (3) 表彰審査会(12)					区営住宅等高額所	得者審査会 (-)	板
文化財保護審議会(6) 地域包括支援センター選		保健福祉サービス苦情調整	经委員(3) 障害者給付	村審査会(50) 介護保険選	営協議会 (25)	地域密着型サ	ービス運営委員会	(19)	練
福祉施設指定管理者等選	記字審查会(7) 成年後見 2.管理者評価委員会(5)	特定委託業務調査委員会(制度審査会(4) 福祉サー 生活環境保全審議会(13)	ビス苦情等解決委員会	(6) 地域密着型サービス	等事業者選定等	等審査会(6) 阿	音書自立支援給付	甘審査会 (34)	会(13) 足
		委員会(3) 障害福祉サー 都議会(8) 行政不服審査			(30) 交通安全	全協議会 (37)			葛
北小岩一丁目東部土地区 障害認定審査会(30)	(画整理審議会(10)上篠	ら 一丁目北部土地区画整理	審議会(10) 北小岩-	一丁目東部地区区有地公募	売却等予定者選	定委員会(3)	文化財保護審議会	(12)	江

- 3. 附属機関の「区名」の名称は省略した。
- 4. 機関により任期満了等に伴い委員が不在の時は、機関名のみを記載した。